

令和6年2月18日(日)
石岡つくばねハーフマラソン

Live every moment!
開催に伴い交通規制がかかります
詳しくは市ホームページからご確認ください▶

☎スポーツ振興課
TEL 43-1111 (内線 1443)



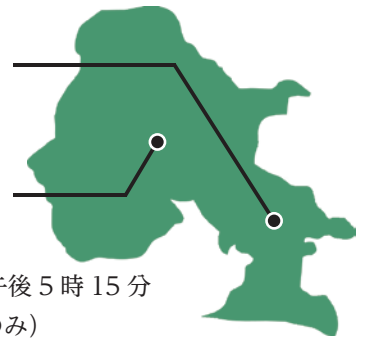
☎石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)
〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

☎八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)
〒315-0195

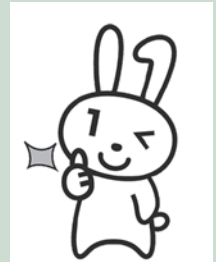
石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



12月1日(金)～先着200人限定!

マイナンバーカードを 郵送で受け取る方法で新規申請する人に QUOカード1000円分をプレゼント



申請方法：

12月1日(金)以降に、本庁市民課・支所市民窓口課の窓口にて、マイナンバーカードを郵送で受け取る方法で本人が申請
※15歳未満の人や成年被後見人の人は法定代理人と同行してください。
※スマートフォンなどからのWEB申請、申請書による郵送申請は対象外です。

持ち物：

- ①通知カード
(マイナンバーが記載された紙製のカード)
- ②住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- ③本人確認書類(運転免許証、健康保険証+年金手帳など)

※詳しくは市ホームページから▶

☎市民課 TEL 23-7307



難病患者に福祉見舞金

くらし・手続き

▼指定難病特定医療費助成の対象338疾病に該当し、指定難病特定医療費受給者証または指定様式の診断書で継続的治療が必要と認められる難病患者の皆さまに福祉見舞金を支給します。

申請期間 / 令和6年3月29日(金)(閉庁日を除く)

※期間内に申請がない場合は見舞金を支給できません。

対象者 / 令和5年10月1日現在、市内に住所があり、難病患者(指定難病特定医療費助成の対象338疾病該当者)で継続的治療が必要と診断された人

申請場所 / ☎社会福祉課・☎市民窓口課

金額 / 1人につき年額3万円
申請方法 / 必要書類を添付の上、窓口または郵送で申請

※詳しくは市ホームページからご確認ください▶



☎社会福祉課

TEL 23・5569

広告掲載欄

広告掲載欄

※※料金の記載のないものは無料※※

くらし・手続き

令和6年4月入所
保育所・保育園

入園者募集

受付期間／

一次／12月6日(木)まで

二次／12月7日(金)～令和6年

2月8日(木)まで(土・日・祝・

年末年始を除く)

受付時間／午前8時30分～午

後5時15分(木は午後7

時まで延長)

受付場所／**困**こども福祉課・

困市民窓口課

申込方法／申込用紙(支給

認定申請書・入所申込書)

に必要事項を記入の上、

受付場所に直接申し込み

※入所基準を満たすこと、お

よび2・3号の支給認定が

必要となります。

注意事項／申し込み先着順

ではなく「保育の必要性」

の高い人を優先します。

※詳しくは市ホー

ムページからご

確認ください▼

困こども福祉課

Tel 23・5583



ひとり親家庭対象

令和6年度小学校

新入学児童に入学祝品

▼県母子寡婦福祉連合会で

は、ひとり親家庭(母子

家庭、父子家庭)の子ど

もの新入学時に祝品(学

用品)を贈呈しています。

該当児童のいるひとり親

家庭で祝品を希望される

人はお申し込みください。

申込方法／12月22日(木)までに

児童と保護者の氏名、住

所、連絡先を市母子寡婦

福祉会へお伝えください。

申込先／市母子寡婦福祉会

Tel 23・8874

困県母子寡婦福祉連合会

Tel 029・221・7505



家屋を取り壊したら

ご連絡を

▼固定資産税は、1月1日時

点で土地・家屋を所有して

いる人に課税されます。年

内に家屋(居宅・店舗など)

の取り壊しの確認ができ

ないと次の年度も課税さ

れてしまいます。

家屋を取り壊した場合や

家屋の用途を変更した場

合は、早めにご連絡くだ

さい。

困税務課

Tel 23・7295

**償却資産(固定資産税)の
申告をお願いします**

▼令和6年1月1日現在で償

却資産を所有している人

は、申告する義務がありま

す。この申告に基づき令和

6年度の固定資産税(償却

資産)を算出しますので、

必ず申告してください。

申告が必要な人

・令和6年1月1日現在、市

内で事業を営んでいる個

人または法人

・令和6年1月1日現在、市

内で事業を営んではいない

が、事業用の資産を貸し付

けている個人または法人

申告期限／令和6年1月31日

困(郵送の場合は必着)

申告方法／令和5年度に申告

をした人は1年間の償却

資産の増減を申告してく

ださい。ただし、令和5年

度に電算申告をした人や、

事業を始めた人、新たに申

告する人は、令和6年1月

1日に所有しているすべ

ての償却資産を申告して

ください。

※昨年度申告した人には、12

月中旬頃に申告用紙を郵送

する予定です。新たに申告

する人や申告用紙が届かな

い人は、市ホームページか

らダウンロードするかご連

絡ください。

提出方法／郵送、窓口へ直接

提出または電子申告(eL

TAX)

※申告には便利な

eL TAXをご

利用ください▼

※詳しくは市ホー

ムページからご

確認ください▼

困税務課

Tel 23・7295



広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

募

集

講座・教室

相

談

おしらせ

健康

イベント・催し